平成２５年（フ）第１４７号
茨城県水戸市若宮１丁目７番15棟402号　県営若宮アパート
債務者　大坪　京子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１５１号
茨城県常陸太田市春友町630番地
債務者　和田　　寛
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１５９号
茨城県水戸市河和田１丁目1651番地の６　フレグランス宮原201号
債務者　黒川　純代
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１７３号
茨城県水戸市見川町2563番地の1021　ルミエール緑岡Ｃ棟301号
債務者　平沢　秀幸
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１７７号
茨城県ひたちなか市大字堀口54番地
債務者　飛田　源勝
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１０９号
茨城県つくば市真瀬1523番地179
債務者　小磯　笑子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第５０号
千葉県木更津市太田４丁目14番25号　メゾンあずさ101号
債務者　井原　英利
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１９号
富山県氷見市桑院995番地、前住所富山県高岡市戸出町３丁目19番５―303号　コーポセリエ
債務者　大上　直樹（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１４０号
金沢市八日市１丁目184番地１
債務者　盛本喜代美
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１４９号
金沢市南四十万２丁目178番地　セジュールムラモトＡ203号、従前の住所金沢市長坂３丁目８番１号、従前々の住所金沢市高尾台１丁目93番地
債務者　出倉　久男
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１５４号
石川県かほく市遠塚イ192番地７
債務者　塩崎　外美
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第９号
鳥取県八頭郡八頭町花271番地１、旧住所鳥取県鳥取市河原町佐貫898番地
債務者　前田　君枝
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９号
鳥取県八頭郡八頭町花271番地１、旧住所鳥取県鳥取市河原町佐貫898番地
債務者　前田　義喜（旧姓熊中）
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３９号
鳥取県日野郡江府町大字御机327番地
債務者　川上　勇一
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第８１０号
広島市南区東雲３丁目７番12―401号、申立時の住所広島市南区東雲３丁目15番16―４号
債務者　加藤　法子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８３号
広島市中区吉島西１丁目９番３―206号
債務者　三島　一夫
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３９号
広島市安佐南区上安５丁目３番１―104号
債務者　菅　　博子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部